

令和4年第3回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和4年12月19日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和4年12月19日(月) 14時41分宣告
4. 閉会(閉議) 令和4年12月19日(月) 15時40分宣告
5. 出席議員
 - 1番 金崎朝香
 - 2番 美濃芳樹
 - 3番 岡田智子
 - 4番 田中一隆
 - 5番 萬康
 - 6番 菊地政文
 - 7番 小島正春
 - 8番 池田賢治
 - 9番 石田茂春
 - 10番 石塚芳秀
 - 11番 吉田雅紀
 - 13番 安部大助
 - 14番 松新俊典
6. 欠席議員
 - 12番 福井竜夫
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池田高世偉	総務課長	和田哲也
副広域連合長	大江和彦	介護保険課長	藤野実
同	升谷健	隠岐島前病院事務部長	中尾清司
同	平木伴佳	隠岐病院副院長	齋藤英典
同	三島正司	同 経営課長	原幸一
同	川崎康久	消防長	田中井和幸彦
事務局長	齋賀光成	消防次長	井上定彦
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	藤野則子	書記	高井美雪
--------	------	----	------
9. 会議録署名議員
 - 10番 石塚芳秀
 - 11番 吉田雅紀
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目
 - 議第27号 公の施設の指定管理者の指定について(レインボープラザ)
 - 議第28号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 議第30号 隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議第31号	令和4年度	隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）
議第32号	令和4年度	介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第33号	令和4年度	隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）
議第34号	令和4年度	隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）
議第35号	令和4年度	消防事業特別会計補正予算（第3号）

13. 選挙の経過	なし
14. 議事の経過	次ページ以下会議録参照
15. 常任委員の選任	なし
16. 議会運営委員の選任	なし
17. 傍聴者	なし

議事の経過

○議長（松新 俊典）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第3回議会臨時会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、年末のご多忙のところをご参集いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、第8波を迎え隠岐島においても連日感染者の報告がありますが、今後も引き続き一人ひとりの感染対策を継続し、皆様方が新しい生活様式の中、日々幸せに暮らすことができるよう、切に願います。

さて、本議会臨時会には、指定管理者の指定案件1件、条例案件3件、令和4年度補正予算案5件を含めた合計9件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いしご挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和4年第3回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、出席13名、欠席1名でございます。12番「福井議員」が所用のため欠席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告14時41分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「10番・石塚

芳秀」議員、「11番・吉田 雅紀」議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日12月19日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日、12月19日、1日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙1「諸般の報告書」を参照いたします。

日程第4. 議案上程

日程第4.「議案上程」の件を議題といたします。

議第27号「公の施設の指定管理者の指定について(レインボープラザ)」から、議第35号「令和4年度消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの9案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、9案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 番外 池田広域連合長

令和4年第3回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中、第3回議会臨時会を招集させて頂きましたが、ご出席賜り誠にありがとうございます。

早いもので、令和4年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と増して参りましたが、皆さま方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先の臨時国会において改正離島振興法が可決され2032年度末までの10年間延長されることとなりました。改正離島振興法では、総則的事項に「都道府県による離島市町村への支援の努力義務」、離島に対する配慮規定に「遠隔医療」、「空き家活用」、「離島留学」、「遠隔教育」などが、また「医師確保等の医療充実」、「高度情報通信ネットワークの充実」については特別な配慮として規定されたところであり、今後は、離島振興法に関連する予算確保について島根県、隠岐4町村で連携して要望活動に取り組んで参る所存であります。

また、新型コロナウイルス感染症については、第8波を迎え感染者が増加している状況にありますが、地域経済の活性化を図るべく、経済との両立を目指し対応して参る所存で

ございますので、議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今臨時会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。お手元の議案書をお願いいたします。

議第 27 号「公の施設の指定管理者の指定について（レインボープラザ）」についてご説明申し上げます。

レインボープラザの管理運営につきまして、「株式会社隠岐商事」を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定の期間につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年とするものであります。

議第 28 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国の「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されましたので、一般職の任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を国に準じて一部改正するものであります。

施行日は、公布の日から施行し、給料表及び期末手当の支給割合に関する改正は令和 4 年 4 月 1 日から適用するものであり、期末手当の支給割合の配分に関する改正の施行日は令和 5 年 4 月 1 日とするものであります。

議第 29 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給割合を国に準じて一部改正するものであります。

施行日は、公布の日から施行し、給料表及び勤勉手当の支給割合に関する改正は令和 4 年 4 月 1 日から適用するものであり、勤勉手当の支給割合の配分に関する改正の施行日は令和 5 年 4 月 1 日とするものであります。

議第 30 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、会計年度任用職員の給料表を国に準じて一部改正するものであります。

施行日は、公布の日から施行し、給料表に関する改正は令和 4 年 4 月 1 日から適用するものであります。

議第 31 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、給与改定に伴い人件費を 61 万 8,000 円増額、一般管理費において、LGWAN の整備費用として 1,054 万 7,000 円を増額、レインボー

ラザ管理費において製氷機の更新費用として 37 万 4,000 円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰入金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 1,153 万 9,000 円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ 4 億 9,629 万 7,000 円とするものであります。

議第 32 号「令和 4 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、給与改定に伴い人件費を 43 万 5,000 円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 43 万 5,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 34 億 7,431 万 3,000 円とするものであります。

議第 33 号「令和 4 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、主な建設改良事業の業務の予定量を補正するものであります。

補正予算第 3 条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、正面玄関右側の連窓の修繕に伴い増額するものであります。

資本的収入は、建設改良費の増額に伴い、企業債及び出資金を増額するものであります。

補正予算第 4 条は、今回の補正に伴い、企業債の限度額を改めるものであります。

議第 34 号「隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、主な建設改良事業の業務の予定量を補正するものであります。

予算第 3 条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業費用において、給与改定に伴い給与費を 2,010 万 3,000 円増額するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、遠隔読影システムの更新に伴い増額するものであります。

資本的収入は、建設改良費の増額に伴い出資金を増額するものであります。

予算第 5 条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を増額するものであります。

議第 35 号「令和 4 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、給与改定に伴い人件費を 457 万 4,000 円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 457 万 4,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 1,105 万 9,000 円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（松新 俊典）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 5. 質疑

日程第 5. これより「質疑」を行います。

議第 27 号「公の施設の指定管理者の指定について（レインボープラザ）」から、議第 35 号「令和 4 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」までの、9 案件について質疑を行います。

最初に、議第 27 号「公の施設の指定管理者の指定について（レインボープラザ）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 27 号「公の施設の指定管理者の選定について（レインボープラザ）」について、ご説明させていただきます。

施設名称は、レインボープラザで、指定の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

候補者の選定の経過でございますが、5 に記載してあるように、9 月 15 日に募集広告を行い、10 月 14 日を指定申請書の提出期限としておりましたが、申請者は「株式会社隠岐商事」の 1 社のみでございましたので、1 社を対象として 10 月 28 日に選定委員会を開催したところでございます。

選定委員会の委員は 7 に記載してあるとおりで、委員長には評価委員会の委員長で中小企業診断士である「中林孝」氏にご就任をいただきました。

選定基準は、出席委員の合計点の平均点である総合評価が 61 点以上といたしました。

審査結果でございますが、審査項目を 4 項目とし、詳細項目ごとに配点しており、総合評価は 100 点満点中 71.3 点となり、選定基準をクリアしております。

評価の総評について記載しておりますが、提案内容について、設置目的を踏まえた提案になっている点、サービス向上への取組み、経営改善の取組みによる指定管理料が不要という内容が評価をされておりますが、1 点、マルの 3 番目に記載してありますが、利用料金の改定について検討を行うよう、意見があったところであります。

以上の結果、「株式会社隠岐商事」を指定管理者候補者として選定をいたしました。

なお、利用料金の改定については、後ほど報告事項として改めて説明をさせていただきます。説明は以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第 27 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 28 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてから、議第 30 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件につきましては、関連がありますので一括して質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 28 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 30 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件についてご説明申し上げます。

これら 3 案件は、国において令和 4 年度人事院勧告に基づき、国家公務員等の給料表及び一時金の支給率の引き上げが行われたところでございます。隠岐広域連合におきましても、国同様、関係職種の給料表及び一時金の支給率を改定するものでございます。

それでは、議第 28 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、条例改正の要点は、特定任期付職員給料表のうち 1 号給を 1,000 円引き上げ、期末手当の支給割合を 0.05 月引き上げるものでございます。

施行日は、公布の日からとし、適用は令和 4 年 4 月 1 日、支給割合の配分に係る改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行とするものでございます。

次に、議第 29 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、条例改正の要点は、給料表について大卒程度に係る初任給を 3,000 円、高卒者に係る初任給を 4,000 円引き上げ、これを踏まえて、20 歳台半ばまでの職員に重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう 30 歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定を行い、勤勉手当の支給割合を一般の職員は 0.1 月、再任用の職員は 0.05 月引き上げるものでございます。

施行日は、公布の日からとし、適用は令和 4 年 4 月 1 日、支給割合の配分に係る改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行とするものでございます。

次に、議第 30 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、条例改正の要点は、給料表について正規職員に準じて改正するものでございます。

施行日は、公布の日からとし、適用は令和 4 年 4 月 1 日とするものでございます。説明は以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第 28 号から議題 30 号までの 3 案件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 31 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 31 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございますが、総務費、総務管理費を 1,153 万 9,000 円増額するもので、主な内容は、1 目・一般管理費において、給与改定に伴い給料、職員手当、共済費、負担金補助及び交付金を増額し、LGWAN 設備の付帯機器の追加購入により工事請負費を増額し、2 目・レインボープラザ管理費において、製氷機の購入により工事請負費を増額し、3 目・高速船・フェリー管理費において、給与改定に伴い給料、職員手当、共済費を増額し、4 目・仁万の里管理費において、給与改定に伴い、職員手当、共済費を増額するものでございます。

令和 4 年度当初予算において、LGWAN の回線接続費用を計上して手続きを進めておりましたが、接続にあたり、ルータ、ファイアウォール、サーバを整備する必要が生じたことから補正予算にて対応させていただくものでございます。

次に、レインボープラザの製氷機については、厨房と配膳室に各 1 台設置しておりましたが、令和 4 年 3 月に厨房の製氷機が、9 月には配膳室の製氷機が故障し、修理依頼をしましたが、設置から 20 年以上経過しており、修理不能であったため、更新するものでございます。更新にあたっては、サイズの大きいものを 1 台厨房へ設置することとしております。

歳入についてでございますが、歳出の増額に伴い、分担金及び負担金において、構成団体負担金を増額し、繰入金の基金繰入金において、製氷機の購入財源として、レインボープラザ整備基金繰入金を増額し、諸収入の雑入で仁万の里派遣職員の人件費増額分について、指定管理者の負担金を増額するものでございます。

総括についてでございますが、歳入歳出それぞれ 1,153 万 9,000 円を増額し、補正後の予算総額を 4 億 9,629 万 7,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第 31 号について質疑はございませんか。

○8 番（池田 賢治）

一般会計の補正の説明を受けましたけど、この前の隠岐の島町の定例議会の中では、町の各支所や本庁で、経済対策で光熱水費が上がっているということで、各会計が補正予算を上げておりました。これは一般会計だけではなく、消防も他の会計も関連することで、企業会計以外でなぜ光熱水費の補正が上がってなかったのか、ちょっとお聞きしたいです。

○番外（齋賀事務局長）

光熱水費は高騰しておりまして、いろいろと削減をしながら対応しているところですが、まず、消防事業特別会計につきましては、9月の議会において補正を計上させていただいて増額しています。一般会計と介護保険事業特別会計につきましては、都万支所と案分という形で負担しておりますが、現時点では現予算内でやり繰りできるのではないかとということで増額補正をしていません。両病院につきましては、現予算で何とかやり繰りしながらということですが、不足ということになれば、2月の議会にて計上させていただきたいと思っておりますが、病院会計につきましては、経費の中で調整をしながらということになりますので、状況を見ながらまた必要に応じて提案をさせていただきたいと考えています。

○8番（池田 賢治）

この前の町の議会では、都万支所さんが光熱水費を42万8,000円増額補正したと、電気ですけど、後の2分の1は広域連合と農済さんがそれぞれ折半でやるという説明を受けていたので、今回一般会計において、2分の1の関連した補正があるかということがあったものですから。それも年を明けてから決算の段階で補正をさせていただくということで、はいわかりました。

○議長（松新 俊典）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第32号「令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第32号「令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございますが、総務費、総務管理費を43万5,000円増額するもので、主な内容は、1目・一般管理費において、給与改定に伴い報酬、給料、職員手当、共済費、負担金補助及び交付金を増額するものでございます。

歳入についてでございますが、歳出の増額に伴い、分担金及び負担金の負担金において、構成団体負担金を増額するものでございます。

総括についてでございますが、歳入歳出それぞれ43万5,000円を増額し、補正後の予算総額を34億7,431万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第32号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 33 号「令和 4 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

議第 33 号「令和 4 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、ご説明いたします。

島前病院連窓修繕工事についてでございますが、本年 9 月に病院の正面玄関横に設置している、ガラス 5 枚 1 組からなる連窓のうち、中央の 1 枚に亀裂が入っていることがわかり、合わせてサッシ枠も歪んでいることが確認されました。原因を調査したところ、近年の気温上昇に伴い、鉄筋コンクリートが長期間による荷重を受け続けることによりたわむ現象により発生したものでした。このため補正予算にて修繕対応をさせていただくものでございます。

続きまして、支出でございますが、修繕に係る費用は 400 万円を予定しております。

財源につきましては、企業債 200 万円、出資金 200 万円にて対応をさせていただくものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第 33 号について質疑はございませんか。

○8 番（池田 賢治）

前回の議会の時に常任委員会で、島前病院さんのことをちょっと触れていましたけど、今回連窓に 400 万円補正が上がっていると、後の報告事項にありますように、島前病院さんの外壁の改修で 5,600 万円の契約の案件が出ておりますけども、島前病院さんが開設してからかなりの年数が経っているのではないかと思います。先ほど連合長が言われましたように、今回の離島振興法の改正によって、遠隔医療の特殊な配慮ですか、そういう法律の体制になったということで、島前病院さんの中で、これからの離島振興法に合わせて、5 年、10 年先の間で病院を充実するとか、そういう協議や話は何か出ているかお聞きしたいです。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

ご質問いただいた件ですが、島前病院は 36 年程度経っております。今年度先ほどおっしゃいました、屋上外壁については雨漏り対策、今回もこの連窓修繕ということで、確かに修繕費が嵩んできているところでございます。建て替え等につきましては、問題が大きいことから、島前 3 町村をはじめ、県、広域本部を含めてご相談をさせていただきたいと思っております。西ノ島町におきましては、来年度の令和 5 度に町全体での保健福祉医療の計画を取りまとめるようなことも伺っておりますので、将来展望、現状分析を踏まえまして、中長期的に計画を立てていきたいと考えております。

○8 番（池田 賢治）

ただいま説明いただきましたので、大体のことはわかりましたので、そういう方向で協議していただいて、島前病院を充実できるよう頑張っていたきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 34 号「令和 4 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

議第 34 号「令和 4 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の 3 条予算につきまして、病院事業費用・医業費用・給与費につきましては、給与改定に伴うものとして、1 給与、2 手当、3 報酬、4 法定福利費、5 退職給与費の方を増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出について、まず支出の方です。これにつきましては、遠隔画像システムの更新についてということで、1 の経緯です。CT 及び MRI の画像診断については、現在当院では島根県立中央病院においては、「まめネット」、紹介状や患者情報を共有するシステムのひとつとして、遠隔画像システムを利用してお願いしている部分と、島根大学医学部付属病院の「医知悟」というシステムによって遠隔画像の診断をお願いしているところでございます。この中で、島根県の「まめネット」につきましては、平成 23 年度から開始したサービスの中でこの遠隔画像につきましては、現在隠岐病院と隠岐島前病院のみしか利用していません。これにつきまして、サーバ等の更新時期になったということで、県も含めて検討した中で、両病院しか使っていないということで、単独の場合 2,700 万円ぐらいかかるということで費用が大きすぎるので、今年度でこのシステムを使うことを中止と決定したところで。

これにつきましては、島前病院も含めて協議をした中で、現在当院が大学と行っておりますシステム「医知悟」の方を県立中央病院の方にも導入して対応するという方向性が決定したところで。

これにつきましては、事業の内訳として、新たに県立中央病院に導入するために、システムの変更費用として 66 万円、県中及び隠岐島前病院対応分共通経費として 28 万 6,000 円、セキュリティの部門として 22 万円が費用としてかかります。この共通経費 50 万 6,000 円につきましては、隠岐病院、隠岐島前病院 2 分の 1 ずつ負担するという形になりました。

続きまして、52 ページをお願いします。

緊急時外部画像参照サービスですが、先ほど「まめネット」におきまして、通常画像診

断を行う場合は、翌日以降で結果が返ってきますが、緊急搬送時の場合には、即座に双方で確認しながら対応するという事でタイムリーに行う必要があるのですが、このシステムを入れるときに、先ほどの「医知悟」ではできないために、緊急時外部画像参照サービス「TSUNAGU」を利用して運用する形になります。

これにつきまして、初期導入費用として22万円、県中、島根医大、松江赤十字病院に導入していただくためのタブレット・Wi-fiの共通経費として36万円を計上しています。これにつきましても、隠岐病院、隠岐島前病院2分の1ずつ負担するものです。

続きまして、先ほどの支出の部分につきまして、収入ですが、他会計出資金、先ほど2分の1の経費として隠岐島前病院の方からこの金額を出資していただくようになります。隠岐島前病院につきましては、「まめネット」を継続する形で予算を既に計上しています。予算の範囲内で対応できますので、隠岐島前病院の方は、今回補正はないということです。以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第34号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第35号「令和4年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（田中井消防長）

議第35号「令和4年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

この度の補正については、給与改定に伴う人件費を増額するものでございます。

歳出ですが、1款・総務費・1目・一般管理費におきまして、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費、18節・負担金補助及び交付金をそれぞれ増額いたしまして、457万4,000円が合計でございます。

歳入につきましては、1款・分担金及び負担金・構成団体負担金を増額するものでございます。

歳入歳出ともに457万4,000円を増額いたしまして、補正後の予算を6億1,105万9,000円とするものでございます。以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第35号について質疑はございませんか。

○7番（小島 正春）

数字的なことですが教えてください。うちの議会がこの前ありましたけど、その時に負担金のところで1,300万円ぐらい広域連合への負担が増えていると、この時期にどういうことかなということがあったのですが、広域連合の計算の方法ということで詳しくは説明

がなかったのですが、トータルで 457 万 4,000 円ですが、隠岐の島町が 2,800 万円あまり減で、後の 3 町村がプラスになっていると、計算の方法が当初と違ったのか、その経緯を教えてくださいと思います。

○番外（齋賀事務局長）

消防事業特別会計の負担金の計算についてですが、負担金の計算に各町村の基準財政需要額を使用しています。この基準財政需要額ですが、国調人口をベースに人口確定したところで見直しが行われることになっています。令和 2 年の国調人口確定に伴いまして、各町村の基準財政需要額について変更がありました。この変更の反映が今年度途中でこちらの事務手続き上実施した関係で、当初予算と数値が変わってしまっていて、このような負担金補正の対応になったところです。

○議長（松新 俊典）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、各会計補正予算にかかる構成団体負担金の増減について執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、各会計補正予算にかかる構成団体負担金の増減について、ご説明させていただきます。

資料中段になりますが、この度の補正予算により全会計合計で 1,800 万 7,000 円増額となり、構成団体負担金の総額は 28 億 8,465 万 9,000 円となります。各会計の構成団体負担金の内訳につきましては、各会計の概要説明書を付けていますので、そちらでご確認をいただけたらと思います。以上で説明を終わります。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、構成団体負担金について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第 6. 討論

日程第 6. これより「討論」を行います。

議第 27 号「公の施設の指定管理者の指定について（レインボープラザ）」から、議第 35 号「令和 4 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」までの 9 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 7. 採決

日程第 7 これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第 27 号「公の施設の指定管理者の指定について（レインボープラザ）」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって 議第 27 号「公の施設の指定管理者の指定について（レインボープラザ）」については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 28 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてから、議第 30 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 28 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてから、議第 30 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件については原案のとおり可決されました。

次に、議第 31 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」についてから、議第 35 号「令和 4 年度消防事業特別会計補正予算(第 3 号)」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 31 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」についてから、議第 35 号「令和 4 年度消防事業特別会計補正予算(第 3 号)」までの 5 案件については原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 15時37分)

○ 番外 池田広域連合長

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、条例改正案、レインボープラザの指定管理者の指定案、令和4年度各会計補正予算案の9案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

今年度もコロナで始まり、コロナで終わる1年となりましたが、職員それぞれが、また連合職員全員でコロナの対応を、併せまして議員各位のご理解のもとになされたことに対しまして、感謝申し上げるところでございます。まだまだ終息が見えないコロナ対策でございますが、引き続きしっかりと対応をしていくところでございますので、ご指導のほどお願い申し上げます。

構成団体の12月議会も終わり、いよいよ新しい年を迎える時期になって参りましたが、松新議長様はじめ、議員の皆様方のいよいよのご隆盛と、素晴らしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

本年も残すところ後わずかとなりました。議員各位、執行部の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策を含め、健康に十分留意され、つつがなく新年を迎えますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、令和4年第3回隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 15時40分)